

2024年5月14日

各 位

会 社 名 ソニーグループ株式会社
代 表 者 名 代表執行役 吉田憲一郎
(コード番号 6758 東証 プライム)
問い合わせ先 I R グ ル ー プ
(TEL:03-6748-2111(代表))

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことについて決議しましたので、お知らせします。

記

1. 株式分割の目的

株式分割を行い、投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としています。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2024年9月30日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割します。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	1,248,619,589 株
② 今回の分割により増加する株式数	4,994,478,356 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	6,243,097,945 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	18,000,000,000 株

※上記発行済株式総数は、2024年4月末時点の発行済株式総数にもとづいており、株式分割の基準日までの間に、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	2024年9月13日(金)
② 基準日	2024年9月30日(月)
③ 効力発生日	2024年10月1日(火)

(4) その他

① 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

② 配当について

今回の株式分割は、2024年10月1日を効力発生日としていますので、2024年3月31日を基準日とする2024年3月期の期末配当金及び2024年9月30日を基準日とする2025年3月期の中間配当金については、株式分割前の当社普通株式が対象となりますが、2025年3月期の期末配当金につい

ては、株式分割後の当社普通株式が対象となります。なお、2024年3月期の期末配当金額並びに2025年3月期の中間配当及び期末配当の予想額については、本日付で公表した「2024年3月期 決算短信〔IFRS〕(連結)」をご参照ください。

③ 米国預託証券(ADR)の分割に係る基準日及び効力発生日

原株の分割に伴う ADR 分割の基準日は 2024 年 9 月 30 日、効力発生日は 2024 年 10 月 8 日(いずれも米国東部時間)です。なお、ADR と原株の交換比率(1ADR=1当社普通株式)に変更はありません。

④ 株式報酬制度等における交付株式総数等の調整

上記の株式分割に伴い、譲渡制限付株式ユニット(RSU)による事後交付型株式報酬制度にもとづき付与されたユニットの権利確定に際して交付する当社普通株式の数は、2024年10月1日から分割比率に応じて調整します。また、新株予約権を用いたストック・オプション制度にもとづき発行済みの新株予約権1個当たりの目的である株式の数及び1株当たりの行使価額について、2024年10月1日から分割比率に応じて調整します。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、取締役会決議により、2024 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社定款の一部を変更します。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分)

株式分割前の定款	変更案
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>36</u> 億株とする。	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>180</u> 億株とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 2024年10月1日(火)

4. 株主優待制度について

株主優待制度については、株式分割後も変更せず、毎年3月末日の株主名簿に記載又は記録された、当社株式を1単元(100株)以上ご所有されている株主様を対象とします。これにより、今回の株式分割後に1単元以上保有の株主様は株主優待の対象となりますので、実質的な制度拡充となります。

以上